

給水装置工事基準
(新旧対照表)

【 現 行 】

2-5 メータ口径の決定

(1) メータ口径の決定は、計画使用水量、給水方式等の使用実態に適したメータを使用する必要があるため、原則として計画水量に基づき水道メータ型式別使用流量基準により決定する。

表2-6 水道メータ型式別使用流量基準

2-7 計算例

【例題2】

3. メータ口径の決定

計画使用水量 25.60 m³/日

計画使用水量 25.60 m³/日 = 1.71 m³/h = 0.48 l/sec

呼び径	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当たりの使用量 (m ³ /日)			月間使用量 (m ³ /月)	
		10分/日以内の場合	1時間/日以内の場合	1日使用時間の合計が5時間 のとき	1日使用時間の合計が10時間 のとき	1日24時間使用のとき		
接線流	φ13	0.1 ~ 1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	φ20	0.2 ~ 1.6	4	2.5	7	12	20	170
	φ25	0.23 ~ 2.5	6.3	4	11	18	30	260
	φ40	0.5 ~ 4.0	10	6	18	30	50	420
たて型	φ50	1.25 ~ 17.0	50	30	87	140	250	2600
	φ75	2.5 ~ 27.5	78	47	138	218	390	4100
	φ100	4.0 ~ 44.0	125	74.5	218	345	620	6600

水道メータ型式別使用流量基準表により、使用水量を満足するメータ口径を口径25mmと仮定する。

【 改 正 】

2-5 メータ口径の決定

(1) メータ口径の決定は、計画使用水量、給水方式等の使用実態に適したメータを使用する必要があるため、原則として計画水量に基づき水道メータ型式別適正使用流量表により決定する。

表2-6 水道メータ型式別適正使用流量表

2-7 計算例

【例題2】

3. メータ口径の決定

計画使用水量 25.60 m³/日

計画使用水量 25.60 m³/日 = 1.71 m³/h = 0.48 l/sec

呼び径	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当たりの使用量 (m ³ /日)			月間使用量 (m ³ /月)	
		10分/日以内の場合	1時間/日以内の場合	1日使用時間の合計が5時間 のとき	1日使用時間の合計が10時間 のとき	1日24時間使用のとき		
接線流	φ13	0.1 ~ 1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	φ20	0.2 ~ 1.6	4	2.5	7	12	20	170
	φ25	0.23 ~ 2.5	6.3	4	11	18	30	260
	φ40	0.5 ~ 4.0	10	6	18	30	50	420
たて型	φ50	1.25 ~ 17.0	50	30	87	140	250	2600
	φ75	2.5 ~ 27.5	78	47	138	218	390	4100
	φ100	4.0 ~ 44.0	125	74.5	218	345	620	6600

水道メータ型式別適正使用流量表により、使用水量を満足するメータ口径を口径25mmと仮定する。

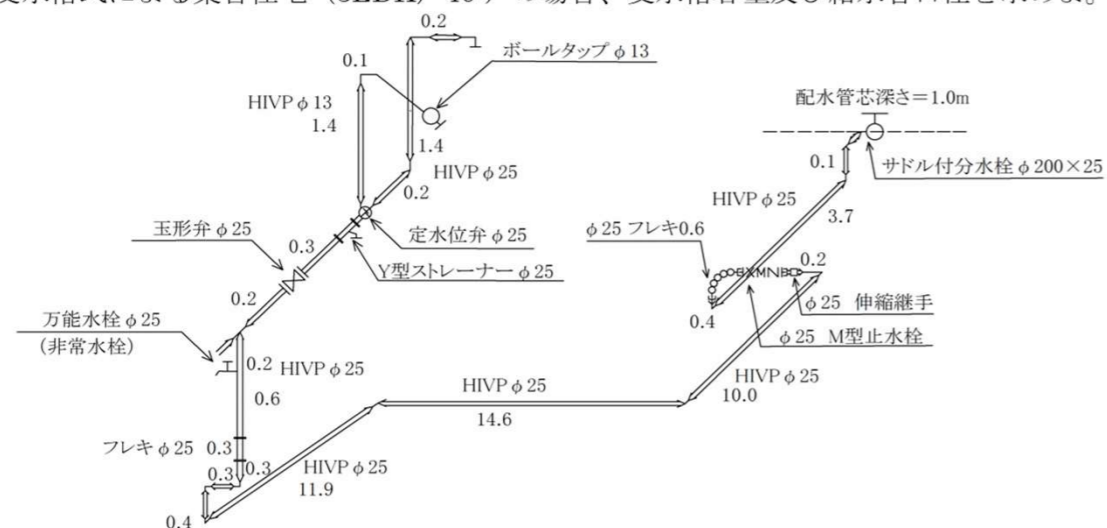
給水装置工事基準
(新旧対照表)

【 現 行 】

2-7 計算例

【例題2】

受水槽式による集合住宅（3LDK）40戸の場合、受水槽容量及び給水管口径を求めよ。



〔解答〕

1. 計画一日使用水量

$$\text{集合住宅 (3LDK)} \quad 200\ell / \text{人} \times 3.2 \text{ 人/戸} \times 40 \text{ 戸} = 25,600 \ell / \text{日} \quad (15 \text{ 時間使用})$$

2. 受水槽の容量決定

1) 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の 5/10 とする。

$$25,600 \ell \times 5/10 = 12,800 \ell$$

$$12,800 \ell \div 1000 = 12.8 \text{ m}^3$$

2) 受水槽容量

$$\text{たて } 2.0 \text{ m} \times \text{よこ } 4.0 \text{ m} \times \text{高さ } 2.0 \text{ m} = 16.00 \text{ m}^3 > 12.80 \text{ m}^3$$

3. メータ口径の決定

計画使用水量 $25.60 \text{ m}^3 / \text{日}$

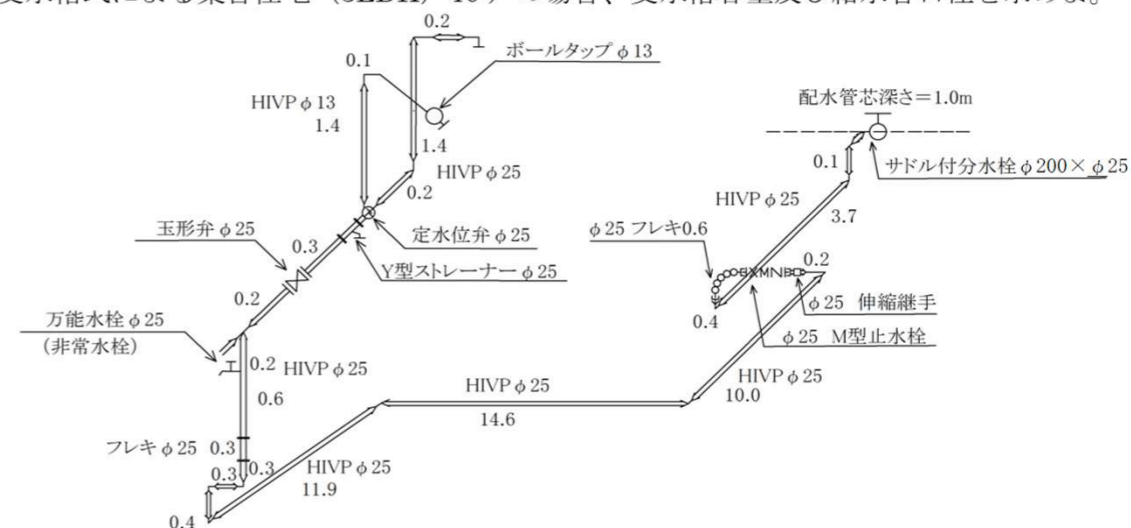
計画使用水量 $25.60 \text{ m}^3 / \text{日} = 1.71 \text{ m}^3 / \text{h} = 0.48 \ell / \text{sec}$

【 改 正 】

2-7 計算例

【例題2】

受水槽式による集合住宅（3LDK）40戸の場合、受水槽容量及び給水管口径を求めよ。



〔解答〕

1. 計画一日使用水量

$$\text{集合住宅 (3LDK)} \quad 200\ell / \text{人} \times 3.2 \text{ 人/戸} \times 40 \text{ 戸} = 25,600 \ell / \text{日} \quad (15 \text{ 時間使用})$$

2. 受水槽の容量決定

1) 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の 4/10~6/10 とする。

$$25.60 \text{ m}^3 \times 4/10 = 10.24 \text{ m}^3 \sim 25.60 \text{ m}^3 \times 6/10 = 15.36 \text{ m}^3$$

2) 受水槽容量

受水槽容量：たて 2.0 m × よこ 4.0 m × 高さ 2.0 m = 16.00 m³

有効容量：たて 2.0 m × よこ 4.0 m × 高さ 1.6 m = 12.80 m³

$$(10.24 \text{ m}^3 \leq 12.80 \text{ m}^3 \leq 15.36 \text{ m}^3)$$

3. メータ口径の決定

計画使用水量 $25,600 \ell / \text{日} = 25.60 \text{ m}^3 / \text{日} = 1.71 \text{ m}^3 / \text{h} = 0.48 \ell / \text{sec}$

給水装置工事基準
(新旧対照表)

【 現 行 】

5-3 給水管の明示

(1) 道路部分に布設する口径 40 mm以上の給水管には、年号表示テープ・埋設標識シート等により管を明示すること。

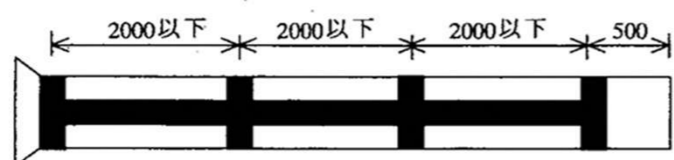
② 年号表示テープの貼り付け位置は、次のとおりとする。

胴巻の間隔は、2m以下を基本とする。

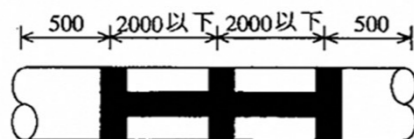
<直管及び甲切管>

管長 5m 未満 胴巻 3箇所/本

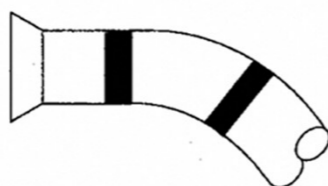
管長 5~6m 胴巻 4箇所/本



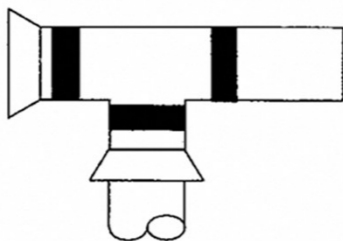
<乙切管>



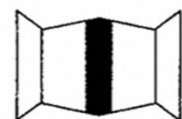
<曲管>



<丁字管>



<継輪>



【 改 正 】

5-3 給水管の明示

(1) 道路部分に布設する口径 40 mm以上の給水管には、年号表示テープ・埋設標識シート等により管を明示すること。

② 年号表示テープの貼り付け位置は、次のとおりとする。

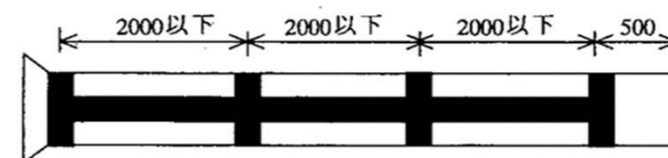
管径 350 mm以下は胴巻テープのみ、管径 400 mm以上については胴巻テープと天端テープとする。

胴巻の間隔は、2m以下を基本とする。

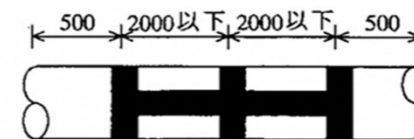
<直管及び甲切管>

管長 5m 未満 胴巻 3箇所/本

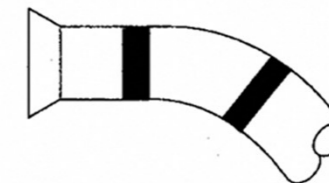
管長 5~6m 胴巻 4箇所/本



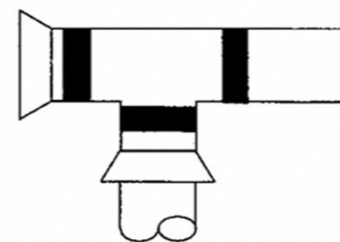
<乙切管>



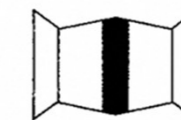
<曲管>



<丁字管>



<継輪>



給水装置工事基準
(新旧対照表)

【 現 行 】

5-5 水道メータの設置

(1) 水道メータの設置

- ① 水道メータは、給水装置ごとに1個設置する。
なお、給水装置に私設水道メータを設置することは認めない。

【 改 正 】

5-5 水道メータの設置

(1) 水道メータの設置

- ① 水道メータは、給水装置ごとに1個設置する。
なお、給水装置に私設水道メータを設置することは認めない。
ただし、2世帯住宅等で上下水道部が認めた場合はこの限りではない。

給水装置工事基準
(新旧対照表)

【 現 行 】

5-6 給水管の配管

(1) 分岐部からメータまでの配管

道路部分(分岐部)からメータまでの配管は管理者が指定した構造・材質により施工すること。

⑤ 給水管(口径20~50mm)には、埋設管調査用の電線を設置すること。

埋設管調査用電線は、サドル付分水栓より約10cm離れたところからM型止水栓まで布設し、固定方法は両端及び曲がり部分、直線部については50cmピッチで年号テープを2重巻きにして固定する。

なお、電線はM型止水栓側のみビニール被膜を取除き金属部分に固定する。サドル付分水栓側は、ビニール被膜を取除かず金属部分にも固定しないこと。

また、ロケーティングワイヤーを使用する場合、ビニール被覆を取除く必要はない。

2) 敷地内配管

①

なお、床下配管とする場合は、構造物の手前にストップバルブを設置すること。

⑧ 地階または2階以上に給水管を配管する場合は、各階ごとにストップバルブを設置すること。

【 改 正 】

5-6 給水管の配管

(1) 分岐部からメータまでの配管

道路部分(分岐部)からメータまでの配管は管理者が指定した構造・材質により施工すること。

⑤ 給水管(口径20~50mm)には、埋設管調査用の電線を設置すること。

埋設管調査用電線は、サドル付分水栓より約10cm離れたところからM型止水栓まで布設し、固定方法は両端及び曲がり部分、直線部については50cmピッチで年号テープ、またはビニールテープを2重巻きにして固定する。

なお、電線はM型止水栓側のみビニール被膜を取除き金属部分に固定する。サドル付分水栓側は、ビニール被膜を取除かず金属部分にも固定しないこと。

また、ロケーティングワイヤーを使用する場合、ビニール被覆を取除く必要はない。

(2) 敷地内配管

①

なお、床下配管とする場合は、構造物の手前にストップバルブを水平に設置すること。

⑧ 地階または2階以上に給水管を配管する場合は、各階ごとにストップバルブを水平に設置すること。

**給水装置工事基準
(新旧対照表)**

【 現 行 】

5-9 工事写真

道路掘削を行い給水管の新設または撤去を行った場合、工事写真を撮影すること。

(1) 撮影項目

	撮影項目	撮影上の注意事項	国道・府道	宇治市道・私道
1	着工前	周囲の地形を背景にいれ、メータボックス設置の位置がわかるように撮影すること。	○	○
2	舗装版切断状況		○	-
3	舗装版取壊し状況	現況舗装厚の検測をすること。	○	○
4	ガラ積込み状況		○	-
5	床掘状況		○	-
6	残土積込み状況		○	-
7	サドル付分水栓取付状況		○	○
8	穿孔状況		○	○

【 改 正 】

5-9 工事写真

道路掘削を行い給水管の新設または撤去を行った場合、工事写真を撮影すること。

(1) 撮影項目

	撮影項目	撮影上の注意事項	国道・府道	宇治市道・私道
1	着工前	周囲の地形を背景にいれ、メータボックス設置の位置がわかるように撮影すること。	○	○
2	舗装版切断状況		○	-
3	舗装版取壊し状況	現況舗装厚の検測をすること。	○	○
4	ガラ積込み状況		○	-
5	床掘状況		○	-
6	残土積込み状況		○	-
7	サドル付分水栓取付状況	<u>引照点からの距離がわかるように撮影すること。</u>	○	○
8	穿孔状況		○	○

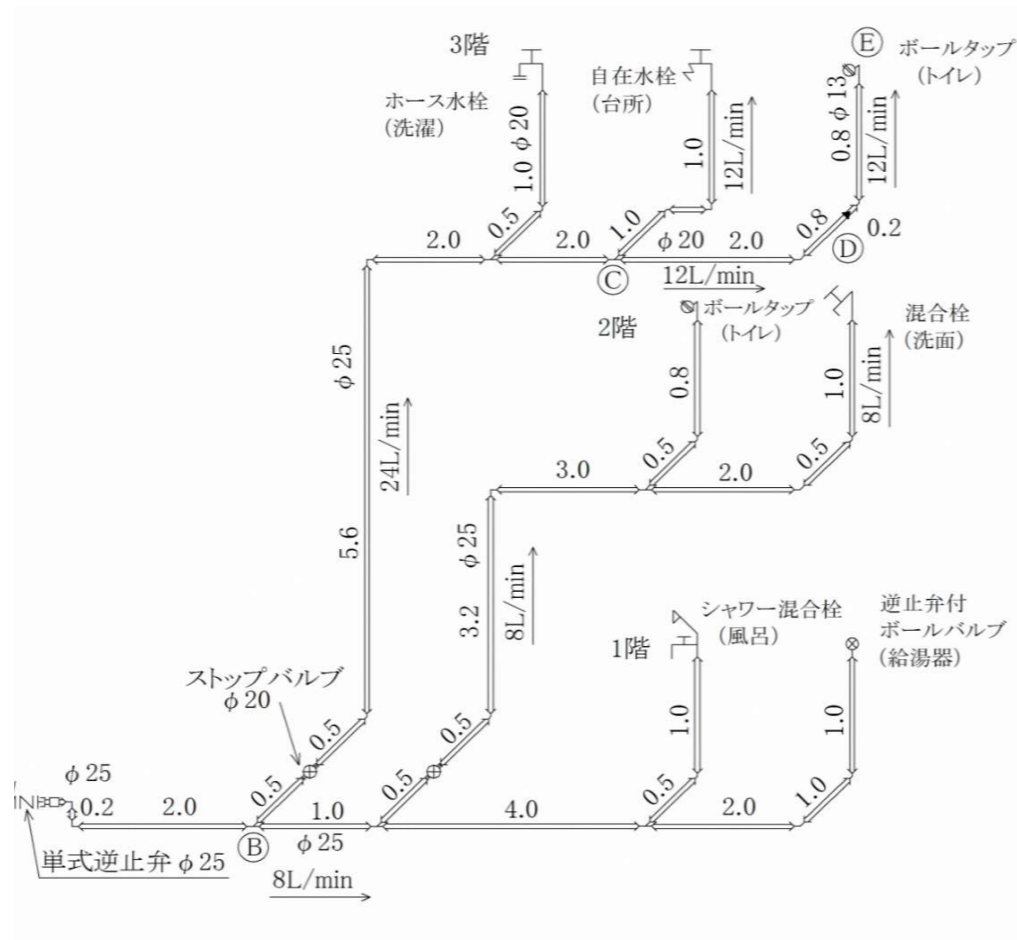
給水装置工事基準
(新旧対照表)

【 現 行 】

8-2 適用範囲

- (2) 給水装置口径は口径 20 mm以上とする。
尚、三階 1 栓のみの場合は別途協議するものとする。

8-3 水量計算

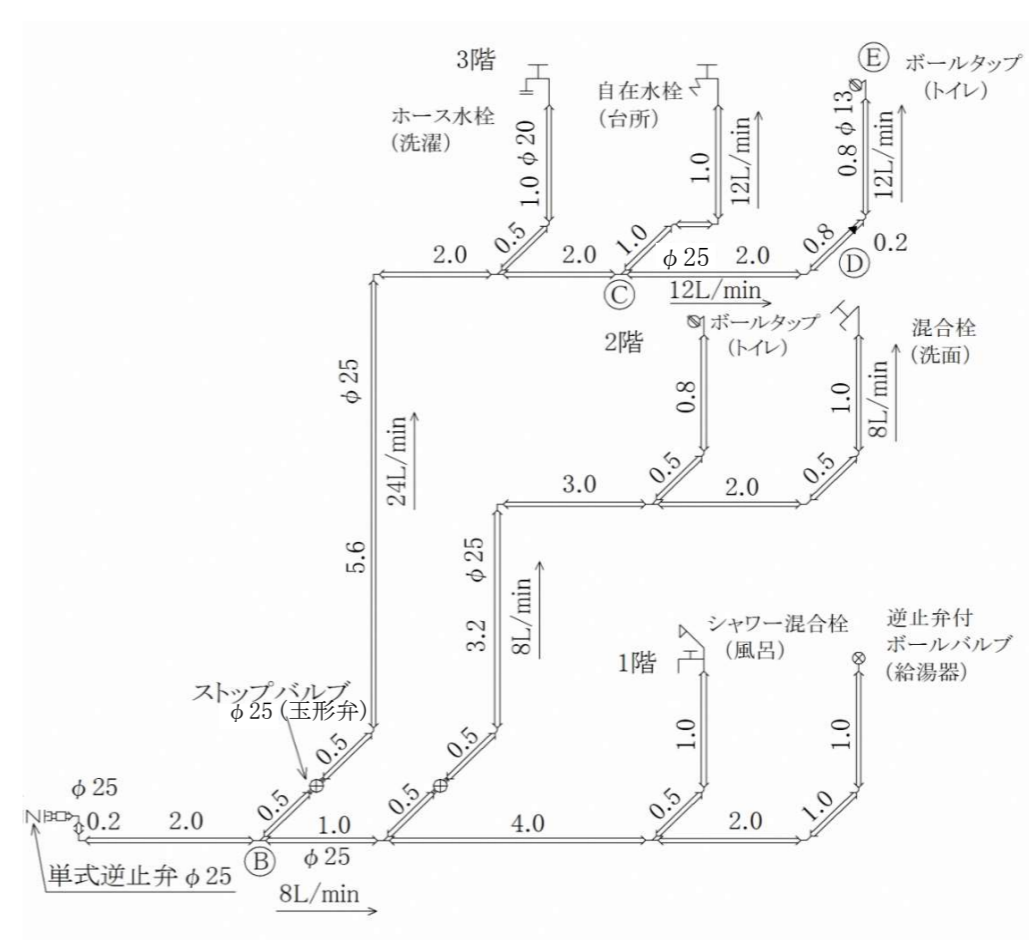


【 改 正 】

8-2 適用範囲

- (2) 給水装置口径は口径 25 mm以上とする。
尚、三階 1 栓のみの場合は別途協議するものとする。

8-3 水量計算



給水装置工事基準
(新旧対照表)

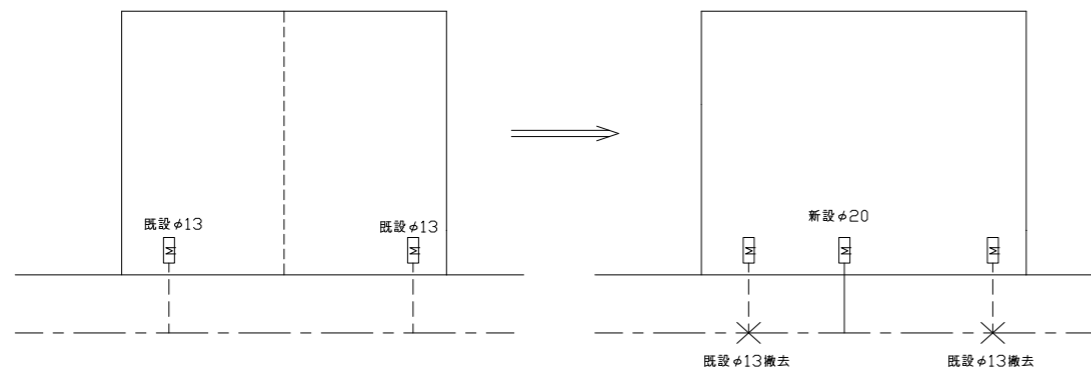
【 現 行 】

○加入金徴収の取扱いについて

4. 二区画以上を一区画に改造する場合、加入金は、既設口径の合計額と新設口径の差額を徴収する。(既設加入金の権利は、給水管を撤去することにより利用することができる。)

既設加入金の合計額が、新設口径の加入金を上回っても還付はしない。

[事例7]



【 改 正 】

○加入金徴収の取扱いについて

4. 二区画以上を一区画に改造する場合、加入金は、既設口径の合計額と新設口径の差額を徴収する。(既設加入金の権利は、給水管を撤去することにより利用することができる。)

既設加入金の合計額が、新設口径の加入金を上回っても還付はしない。

(※ 水栓番号は既設のいずれかを引継ぎ、その他は廃番となる。)

[事例7]

